

特定行為に係る看護師の研修にご理解・ご協力をお願いいたします

当センターは厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が実習では医師の指導の下、患者さんに説明し、同意を得たうえで特定行為を実施することがあります。

実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。

また、患者さんはこれを断っても不利益を受けることはありません。

ご理解とご協力の程、よろしくをお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修制度」についてご不安やご質問などがある場合には、下記の患者相談窓口をご利用ください。

患者サポート相談窓口

<相談窓口>

- 受付担当 : 地域療育支援室
時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く平日）9：00～17：00
場所 : 1階 地域療育支援室
責任者 : 地域療育支援室係長 鈴木美紀
業務案内 : 患者さんやご家族の相談や苦情を直接お聞きし、各部門と連携をとりつつ対応いたします

1 特定行為研修どんなことができる看護師なのか

(在宅・慢性領域パッケージ)

特定行為研修を受けた看護師は、医師と連携しながら、より専門的な医療ケアを行える看護師です。在宅や施設で暮らす障害のあるお子さんや大人の方にとって、お一人おひとりのペースを大事に安心した生活を送る上で心強い存在になり得ます。

たとえば、医師と共に作成した手順書を用いての、**胃ろうボタン**や**気管切開カニューレの交換**、**床ずれ（褥瘡）の処置**や、**脱水時に必要な点滴**が可能です。

身近にこうした看護師がいることで、急な体調の変化にもすばやく対応できる環境が整います。

当センターは、特定行為研修指定機関となっております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

利用児者様ファーストの実現

医師を待たずに、
利用児者様に
合わせた
医療提供が可能！

医療選択が必要な
利用児者様とご家族へ
特定行為研修で学んだ
知識・技術を用いて、
意思決定を支援！



グループワークによる演習や研修
所講師の経験を複数行うので、
チーム医療や看護師育成に貢献し、
質の高い看護の提供につながる